



「山たの」クラブ
規約

「山たの」クラブ 規約

2018・11 改定

第一章 総 則

第一条 名称・事務所

- 1：本会は「山たの」クラブと称する。
- 2：本会は付則第六条にかかげる本部を置く

第二条 目的

本会は多様な山岳スポーツを通じて、会員相互の親睦を図るとともに、山岳スポーツ技術の向上に努め、安全かつ健康な活動に寄与する。

第三条 連盟加盟

本会は、(公社)東京都山岳連盟に加盟する。

第四条 活動

本会は第二条の目的を達成するため、下記の活動を行う。

- 1：必要に応じた山行および技術向上の座学やフィールド実践を行う。
- 2：パソコン等を使ったオンライン上の会合と必要に応じた集会を行う。
- 3：「山たの」クラブホームページや「山をたのしく」MLに会の行動予定や資料などを記載する。
- 4：その他、上記目的を遂行するために必要な活動をする。
- 5：啓発運動も積極的に行う。(文言の追加)

第四条の2 年度

本会の年度は、毎年10月1日より翌年9月30日までとする。

第五条 役員

- 1：会の役員として代表一名、副代表若干名、運営委員・監査役若干名を置く。
- 2：役員任期は通常総会から、次の通常総会までとする。ただし、再任は妨げない。
- 3：代表が職務を遂行できないとき、副代表が代行する。

第六条 機関

- 1： 会の機関として総会、運営委員会、事務局及び監査役を置き、下記の活動を行う。
 - 一、 総会 役員人事、規約改正、決算報告

- 二、 運営委員会 会運営の基本的事項の決定
- 三、 事務局 集会、会計、渉外、登山届、共同装備の管理
- 四、 役員は総会にて選任する
- 五、 監査役 各年度の会計の監査

- 2：通常総会は各年度終了後 2 ヶ月以内に招集し、臨時総会は必要ある場合に随時招集する。
- 3：総会は会員の二分の一以上の参加を必要とする。なお、総会は 書面やオンラインでの開催も可能とする。
- 4：会員は原則として要請があれば、そのいずれかに所属して活動するものとし、重複を妨げない。
- 5：会員は会の運営に積極的に参加すること。

第二章 会員の権利義務

第七条 加入・退会

- 1：本クラブの趣旨に賛同し、本規約を遵守できる者は誰でも加入希望することが出来るが会員の加入は常任運営委員の二分の一以上の承認を得て決定し、会員に通知する。
- 2：クラブ運営に支障をきたす可能性がある者、その他不相当と認められる者は入会できない。また、これらの事象が判明した時点で退会とする。
- 3：前項にて入会を承認された入会希望者は、初年度会費 3 千円(年度途中でも年会費)を納入しなくてはならない。
- 4：退会は退会届を事務局に提出することにより、その月末限りで退会することができる。退会時に年会費等の返金は原則しないものとする。

第八条 会員の権利

会員は本規約を遵守するかぎり、自由に山行を企画し実施することができる。
ただし、山行の形態により、事務局は必要に応じて留守本部を構える。

第九条 山行の届出

- 1：会員は八条の山行の形態により事前に事務局に山行計画書を提出するのが望ましい。登山届提出する際は事務局が窓口となる。留守本部が必要と判断したとき、事務局は留守本部の設立をする。

- 2 : 無届の山行及び承認外の山行については、個人山行とみなし、本会はその責任を負わない。
- 3 : 第1項の手続きの細則は別に定めるところによる。

第十条 各種登山技術トレーニング等の参加

- 1 : 会員は第四条1項に基づき会が行う各種登山技術トレーニングや、その他の登山技術トレーニングに参加する等して、技術の習得に務めるとし、会員はできるだけ参加が望ましい。
- 2 : 会員は救命講習を受け、更新すること。
- 3 : 会員は山岳遭難保険に加入すること。

第十一条 会費等

- 1 : 10月1日時点で在籍の会員は年一回、金3,000円を会に納入しなければならない。納入した会費は理由の如何を問わず返却しない。
- 2 : 年会費のほか、臨時の出費その他の事由により徴収が必要とされる金額は運営委員会の承認を得て、会員に通達し徴収する。

第十二条 連絡（十二条 「連絡」の新規追加）

- 1 : 会員の住所、連絡先等が変わった時は速やかに事務局へ連絡すること。
- 2 : 会員は会員連絡手段として会員専用の Freeml に入ることが便利で望ましい。

第十三条 自動退会等（十三に変更）

- 1 : 会員が第十一条の1. 2の項の支払を各支払期日より一年以上怠ったときは、自動的に退会したものとみなす。

第十四条 除名・退会処分

- 1 : 会の名誉や目的に反した行為を行ったとき
- 2 : 会の規約に違反行為のあったとき
- 3 : 第十一条の1. 2. 3. 項に定める外、会の規約や目的に著しく違反したと認めるときは、第十三条1・2項に定めるところにより、運営委員会は当該会員に対し退会を勧告することができる。

第十五条 休会

- 1 : 会員は正当な理由により一時的に会活動が実践不可能になり、かつ近い将来、会活動に復帰できる見通しがある場合に限り、休会することができる。

- 2： 休会の申請は正当な理由と復帰見通しを文書により提出し、運営委員会で決定する。
- 3： 有効期間は次回の総会までとする。更新の申請は第十四条2項の手続きをとるものとする。
- 4： 休会中の会費は払い続けるとする

第十六条 慶弔費

- 1： 慶弔費は会員本人とし、金額は付則第五条に掲げるものとする。

第十七条 設立年月日

- 1： 本会の設立年月日は 2012 年 4 月 1 日とする。

付 則

第一条 施行日

この規程は2012年1月30日より施行する

付記1：2013年11月26日一部改訂

付記2：2018年11月の総会にて一部改定し、2018年12月より施行

第二条 改正

本規約の改正は総会において会員の二分の一以上が出席し、かつ、その二分の一以上の議決を必要とする。

第三条 第九条3項の細則

- 1： 山行計画を実施するとき、事務局に登山計画書を一部提出すること。
提出は山と自然ネットワーク COMPASS でも可。
- 2： 留守本部は事故時の遭難対策室の機能を有すること。
- 3： 登山届は、参加者の行動予定やエスケープルートを記し安全を図ること。
- 4： 山岳保険に加入し、加入情報を事務局に届け出ること。

第四条 第6条 機関 1：の二の細則

運営委員会の常任委員は特別予算が発生したとき、常任運営委員の二分の一以上の賛により予算の承認を得て、次期総会で報告する。

第五条 慶弔費

慶弔費は会員本人の弔費のみとみとし、金額は一律10,000円とする。

第六条 本部

本会の主たる連絡先を東京都小金井市前原町3-40-20～209とする。

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します

「山たの」クラブ 代表 武田耕治